

「Setouchi-i-Base」コーディネーター委託業務 仕様書

1. 業務名

「Setouchi-i-Base」コーディネーター委託業務

2. 本業務の目的

県外に流出している人の流れに歯止めをかけ、人口の社会増につなげるため、若者に魅力のある情報通信関連産業の育成・誘致に取り組み、若者の働く場の創出により、県内定着を促進するとともに、本県経済の活性化を図る。

具体的には、情報通信関連分野の人材を育成するための実践的な講座の実施や活動・交流の場の提供、ビジネスマッチングの支援等を行うこととしており、これらの取り組みを総合的かつ集中的に実施する場所として、サンポート高松に位置する情報通信交流館「e-とびあ・かがわ」の一部を改修し、令和2年11月に、「Setouchi-i-Base」（以下、「本施設」という。）を整備したところである。

本業務は、施設利用者*のサポートを行うコーディネーターを本施設に配置し、施設利用者等からの様々な相談に対応するほか、施設利用者の増加や交流の促進に資する各種情報発信やイベント等の企画・運営等を行い、本施設のコンセプトである、「人が集い、学び、交わり、共創する、オープンイノベーション拠点」の実現に向けた総合的な支援を行う。

※ 施設利用者とは、情報通信関連産業に関心のある方、起業・第二創業等を志す方、フリーランスの方、企業に勤務されているエンジニアの方等を想定している。

3. 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日とする。

4. 履行場所

1) 所在地：香川県高松市サンポート2番1号 高松シンボルタワー タワー棟5階
情報通信交流館内「Setouchi-i-Base」

2) 施設概要：「Setouchi-i-Base」ポータルサイト (<https://setouchiibase.jp/>) 参照

5. 業務内容

コーディネーターに求める役割は、**別添**のとおり、施設利用者の取組みを伴走支援するアクセラレーター機能及び拠点活動を活性化させるコミュニケーター機能とし、情報通信交流館「e-とびあ・かがわ」の指定管理者や本施設のアドバイザー（別途、メンタリングや交流会の開催を予定）、県の機関等と連携・協力しながら、本業務の目的達成に必要な次の1)から5)の業務を行う。

【アクセラレーター機能】

1) イノベーション創出に向けた相談対応

相談者に対して、課題解決に向けた具体的な助言やアイデアを具現化するための技術的

指導を行うこと。また、相談内容に応じて、適切な支援機関や専門家等の紹介や各種講座やセミナー等への案内を行うこと。

なお、県には、公益財団法人かがわ産業支援財団による経営、マーケティング、商品開発等の専門家への相談やワークサポートかがわによる県内企業への正社員としての就職に関する専門のコーディネーターへの相談等が無料で受けられる体制を構築しており、相談対応として、これらの機関をあわせて活用することも構わない。

その他、あらゆる相談業務に対して主体的に対応し、それぞれの施設利用者が自ら課題を解決することができるよう支援すること。

(求める具体的な成果)

- ・相談件数の増加
- ・他の機関や専門家等への紹介件数の増
- ・人材育成講座やセミナーへの参加者の増

2) ビジネス創出・マッチング支援業務

新たなイノベーションを生み出す起業や新ビジネスの創出につながるビジネスシーズの深掘りをはじめとし、事業計画の策定支援、マーケティング戦略の立案支援、資金調達に関する支援等、ビジネスプロセスを伴走支援すること。

また、施設利用者が持つ技術や個性を県内経済の活性化に生かすため、情報通信技術による課題解決を望む企業等とのビジネスマッチングや、情報通信関連分野の県内企業に関する情報提供等を実施すること。

特に、フリーランスやフリーランスを目指す施設利用者に対しては、キャリア検討、スキル獲得、案件獲得といった、フリーランスとして働くうえで必要となる一連のプロセスについて伴走支援を行い、メンタリングの実施に加え、クラウドソーシングに係る概要説明のほか、クラウドソーシングを活用した具体的な案件獲得から納品に至るまでの支援等を一体的に提供できる盤石な体制を構築し、フリーランスやフリーランスを目指す施設利用者から寄せられる相談への対応はもとより、プロフィール作成指導、応募申請サポート、実案件の紹介・斡旋、技術的指導を伴う実案件支援に加え、フリーランスとしてのキャリア形成に係る内発的動機づけやスキル獲得、フリーランス同士の出会いの場の創出に資するイベント・講座・セミナー等を行うこと。

さらには、拠点を中心としたスタートアップの育成に向け、情報通信関連の技術、サービス、アイデアや様々な地域課題解決に資するビジネスアイデア等に関するコンテストに加え、成長志向を持つ起業家等を対象にした、短期集中型の事業成長支援プログラムであるアクセラレーションプログラムを、それぞれ1回以上、計2回以上開催すること。開催に当たっては、有望なビジネスプランを有する参加者の発掘や参加者に対するピッチブラッシュアップを行うことに加え、県と協議のうえ、本施設のアドバイザーや事業家、ベンチャーキャピタル、支援機関等からなる審査員を選定のうえ、参加者のビジネスプランについて審査を行うこと。

(求める具体的な成果)

- ・施設利用者による起業・第二創業数の増
- ・フリーランスとして働く施設利用者の増
- ・起業、第二創業時の資金調達金額の増
- ・既存企業等における情報通信関連分野への投資額の増
- ・施設利用者と情報通信技術による課題解決を望む企業等とのビジネスマッチング数の増
- ・施設利用者に対する情報通信関連分野の県内企業等に関する情報提供等の増
- ・施設利用者の県内企業等への新規就業数
- ・人材育成講座等受講者の県内企業等への新規就業数

【コミュニケーター機能】

3) 地域内外との有機的なネットワークの構築

上記「2) ビジネス創出・マッチング支援業務」に記載している支援を促進させるため、コーディネーターが有するネットワークや県内で活動する各協議会や教育機関、公的機関等と連携を図るとともに、施設利用者とのビジネス等に係るマッチングのパートナーとなる企業等を掘り起こす等、県内はもとより、県外も視野に入れて新たなネットワークの構築を推進すること。

また、本施設において実施する人材育成事業や本施設のアドバイザーと施設利用者とのビジネス交流やマッチング支援、SNS等のツールを活用して人材育成講座やセミナー参加者の交流を促進するほか、上記「2) ビジネス創出・マッチング支援業務」の成果として創出されたフリーランス、起業家や起業志向者、人材育成講座等受講者等の施設利用者に加え、テレワークを目的とした方等を対象に、自主イベントや交流会の開催を促す等、拠点に関与する様々な方々をつなぎあわせ、本施設における自主的なコミュニティ形成に資する取組みを行うこと。

(求める具体的な成果)

- ・施設利用者のビジネス等に係るマッチングパートナーとなる企業等の増
- ・SNS等を活用したコミュニティへの参加者数の増

4) 積極的な情報発信・普及啓発

上述の Setouchi-i-Base ポータルサイトや SNS 等を活用し、本施設における人材育成やビジネスマッチング、各種イベント等の活動状況等の情報発信を行い、拠点利用の促進につながる効果的な広報活動を行うこと。なお、上記情報発信に際しては、受託者において内容確認ができる体制を確立するとともに、随時、県に内容を報告すること。

また、情報通信関連の技術、サービス、アイデア等に関心がある方や人材育成講座等受講者、フリーランス、フリーランスを目指す方、起業家や起業志向者等を対象とした、拠点活動の活性化に資するイベントを月に複数回の頻度で企画・実行すること。

さらには、本施設を利用することで、どのような姿が描けるのかを分かりやすく伝えるため、拠点での活動状況やロールモデルとなる利用者にスポットをあてた広報冊子を制作する等、本施設における地域のイノベーション創出活動の認知度向上や機運醸成、施設利用者の増加を図ること。

(求められる具体的な成果)

- ・ イベント開催件数・参加者数
- ・ 県が運営するポータルサイトやSNSでの情報発信
- ・ 施設利用者の増
- ・ ポータルサイトのWeb会員利用者の増
- ・ 人材育成講座やセミナーへの参加者の増

5) その他

その他、本業務の目的に資する取組みを企画・実行すること。

6. コーディネーターの配置について

- 1) コーディネーターの活動は、施設が休館している日（原則、毎週月曜日および年末年始）を除き、平日は10:00から21:30、それ以外は10:00から18:00の間で実施する。
- 2) 本施設にコーディネーターを配置させ、以下の要件が満たされるよう、適切にシフトを組み対応すること。
 - ・ 原則、1名以上が常勤し、1日につき8時間以上（1時間の休憩含む）、週6日で対応すること。（休館日は除く。）ただし、イベントへの対応や県が実施する他事業への参加、その他の理由等で、対応が難しい場合は、事前に県に承認を得ること。
 - ・ シフトの関係から不在の時間が発生する場合、開館時間を①午前帯（10:00～13:00）、②午後帯（13:00～18:00）、③夜帯（18:00～21:30）に区分し、同一時間帯でコーディネーターが不在な状態を連続して3日以上（ただし、休館日はカウントに含めない）発生しないようシフトを組むこと。
- 3) コーディネーターのうち、専門的な相談や起業・創業等への伴走支援に関する相談業務等については、施設利用者の求めに応じて適時対応することとし、非常勤の対応を可とする。また、相談業務等をオンライン等で利用することも差し支えない。

7. 業務受託体制

- 1) 受託者は、本業務を実施するにあたり、志、熱意、経験・実績、能力・資質、ネットワーク構築力等において、本業務を適切かつ着実に対応できる者をコーディネーターとして確保し、本施設に配置をすること。また、配置されたコーディネーターが円滑に業務を遂行できるよう、受託者側に統括責任者を配置し、コーディネーター全員と少なくとも月次で面談を行う等、コーディネーターをフォローアップする体制を構築すること。
- 2) コーディネーターが本業務に実質的に関与できなくなった場合については、同等のコー

ディネーターを確保できる体制を整備すること。また、コーディネーターの活動状況について、本施設利用者とのコミュニケーションが著しく不足していることや適切な相談対応等が実施できていないと県が判断した場合、県は、受託者に対して改善を求めることができる。その場合、受託者は、コーディネーターの変更を含めた対応策を速やかに検討し、県に対して報告を行うこと。なお、同等のコーディネーターが確保できない場合や県の求めに対して改善する見込みがないと県が判断した場合は、本業務の契約を解除することがある。

- 3) 受託者は、本業務に係る実施計画、実績報告等を県に提出・報告し、本業務について、協議・調整を行うものとする。特に、本施設の来場者・利用者の属性別実績及び事業化に向けた伴走支援の進捗状況については、本拠点の目標達成に向けたPDCAを回すため、受託者は県の示す様式により、月次報告を提出するとともに、コーディネーターとの月次面談の結果を合わせて報告すること。
- 4) 受託者が企画・運営するセミナー等のイベントにかかる費用は、受託者の負担とし、参加費は原則無料とする。ただし、セミナー等の実施に係る経費（材料費・テキスト代等）を参加者から徴収する必要がある場合は、事前に県の承認を得たうえで、適切に管理・会計処理を行うこと。
- 5) 施設利用者からのクレームが生じた場合は、その事象の状況を把握し、直ちに県に報告すること。なお、その内容が受託者の責めに帰すべき事由による場合は、その対応策を速やかに検討し、県に報告すること。
- 6) 本業務の実施にあたり、県関係者と情報共有を行うため、随時、連絡会を開催するので対応すること。

8. 留意事項

- 1) コーディネーター業務を実施するにあたり、県からパソコンを1台貸与する。なお、貸付物品が滅失し、又はき損したときは、直ちにその旨を県に報告すること。また、貸付物品の滅失又はき損が受託者の責めに帰すべき事由による場合は、当該滅失又はき損による損害に相当する額を県に支払わなければならない。ただし、自己の負担により貸付物品を現状に回復したときは、この限りではない。
- 2) 本業務の実施により得られる個人情報・企業情報等の管理にあたっては、受託者において適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備すること。また、受託者は、本業務を通じて知り得た相談者等の秘密情報を厳守するとともに、自己の利益に決して利用しないこと。なお、個人情報の取扱いについては、香川県個人情報保護条例等関係法令を遵守すること。
- 3) 事業者が変更となる場合、本業務の実施により得られる施設利用者の情報等を整理し、県又は次期事業者適切引き継ぐこと

9. 成果物

1) 納入期限

令和6年3月31日（日）

2) 納入内容

- ①業務実績報告書
- ②広報冊子

10. その他

- 1) 原則、受託者から第三者に対し、業務の全部又は一部を委託、又は請け負わせることは認めない。ただし、あらかじめ書面にて県と協議し、承諾を得たときはこの限りではない。
- 2) 本業務の実施にあたっては、労働関係諸法その他各種関係法令等を遵守すること。
- 3) 受託者は、県と適宜、連絡調整を行いながら、円滑に業務を実施すること。
- 4) 受託者は、疑義や事故等が発生した場合、速やかに県に報告・協議を行い、適切な対応をとること。
- 5) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度、県と協議すること。

以 上



▶ 令和5年度は、従来のビジネス創出に係る「仕組み」を維持するとともに、**アクセラレーションプログラム**を実施する等、創出されたビジネスのグロースを企図することで、Setouchi-i-Baseコーディネーターを中心に据えた**イノベーション・エコシステムの形成**を目指す。

